

政策目標5 - 5 : 税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

WTO(世界貿易機関)、WCO(世界税関機構)等の国際機関をはじめ、APEC(アジア太平洋経済協力)、ASEM(アジア欧州会合)等の地域協力の枠組み、EPA(経済連携協定)において、税関手続の国際的調和・簡易化を推進するための様々な取組がなされています。また、税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組もなされています。これらの取組を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品等の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国にとって、税関手続の国際的調和・簡易化、国際貿易の安全確保が果たすこれらの役割は非常に重要なものであり、上記の国際機関、地域協力の枠組み及び経済連携等に、リーダーシップを發揮しつつ重点的に取り組みます。

また、世界経済の相互依存度が高まるにつれ、開発途上国を含む各国の関税制度の調和並びに関税・税関行政の国際的な協力・交流の推進が必要となってきています。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第163回、第165回国会 総理大臣所信表明演説

第164回、第166回国会 総理大臣施政方針演説

第164回、第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日閣議決定)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成18年1月20日閣議決定)

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成19年1月25日閣議決定)

日本経済の進路と戦略(平成19年1月25日閣議決定)

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 5-5-1 : EPAにおける取組

施 策 5-5-2 : WTO、WCO等の国際機関における取組

施 策 5-5-3 : APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

施 策 5-5-4 : 税関相互支援に対する取組

施 策 5-5-5 : 技術協力・国際交流の推進

4. 平成18年度の事務運営の報告

重 施 策 5-5-1 : EPAにおける取組

[平成18年度実施計画]

我が国は、多角的貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点からEPA交渉を積極的に推進しています。EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡易化等を推進するための税関協力が含まれています。

平成14年11月に発効した、日・シンガポール新時代経済連携協定、平成17年12月に署名された、日・マレーシア経済連携協定においては、税関手続の国際的調和・簡易化及び税関当局間の協力・

情報交換に関する規定が盛り込まれています。また、平成17年4月に発効した、日・メキシコ経済連携協定においては、税関手続の国際的調和・簡易化についての税関当局間の協力に関する規定が盛り込まれています。

その他の国とのEPA交渉においても、貿易自由化のみならず税関協力を推進し、貿易円滑化に積極的に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア及びフィリピンとのEPAにおいては、交渉の結果、税関手続の国際的調和・簡易化及び税関当局間の協力・情報交換に関する規定が盛り込まれました。また、交渉中であるインドネシア・ブルネイとの間の経済連携協定においても、税関協力や貿易円滑化を推進するための規定を盛り込むよう交渉を積極的に推進しました。

重 施 策 5-5-2 : WTO、WCO等の国際機関における取組

[平成18年度実施計画]

税関手続に関する国際標準を定める改正京都規約（「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」）は、京都規約の発効後の貿易量の増大に対する物流の迅速化への要望にこたえることを目的として、平成11年にWCOにおいて採択され、我が国は平成13年に受諾しています。平成18年2月に改正京都規約が発効したことから、国際的に円滑で効率的な税関手続がなされることを通じて国際貿易の発展に資することが期待されています。我が国は、改正京都規約の発効を受け、これを着実に実施するよう努めています。

また、WCOは、税関分野における国際貿易の安全確保と円滑化を両立するための方策として、平成17年6月に「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」をとりまとめ、その実施のあり方についても協議していますが、こうした取組にも積極的に貢献していきます。

更に我が国としては、ドーハ・ラウンド交渉のうち貿易手続の簡素化等を進める貿易円滑化交渉は、貿易自由化の実効性を高めるものであることから、他の加盟国とともに具体的な提案を行うなど、交渉に積極的に貢献していきます。

更に、WTO及びWCOにおいては、各国における原産地規則の透明性・予見可能性を高め、もって円滑な国際貿易を促進することを目的として、WTO原産地規則協定に基づく原産地規則の国際的な調和（統一）作業が進められています。我が国は、原産地規則の調和作業の早期終結に向けて積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行からみても十分合理性を有するものとなるよう努めています。

なお、WCOでは、輸出入手続に係る税関申告の標準化・簡素化（申告項目の標準化・簡素化及び電子申告フォーマットの共通化）を図るために開発したEDI（電子データ交換）標準であるWCO税関データ・モデルの各國への普及に向けた取組がなされており、我が国では、平成17年12月に、当該データ・モデルを用いたカナダ向け海上貨物の輸出申告を可能としました。今後、その適切な運用を行っていきます。

[事務運営の報告]

WCOにおける取組

WCOについては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」（平成17年6月とりまとめ）の実施に向け、途上国を対象とした技術協力プロジェクト等の各國での取組が継続的に進められました。

また、高度なセキュリティを保証する民間企業を特定し、税關において便益を与える「認定された経済事業者（AEO）」制度に関するガイドラインについて検討が行われ、我が国も積極的に議論に参加しました。その結果、「基準の枠組み」文書の別添として、当該ガイドラインが平成18年6月の総会において採択されました。

我が国としても、米国との間で、将来におけるAEOプログラムの相互認証の可能性も視野に入れ、両国の制度について情報交換を既に実施中であるほか、中韓それぞれとの間で平成19年4月に開催された日中韓3か国関税局長・長官会議での合意を踏まえ、AEOプログラムについて研究を開始する予定です。

改正京都規約については、平成18年2月の発効後、国際会議の場などを通じて、各国が同規約を受諾するよう積極的に働きかけを続けており、同規約の実効性確保のため、加入や実施促進の方策のための取組に関する議論にもイニシアティブを発揮し、貢献を行いました。

更に、我が国から選出されたWCO事務局次長が、平成14年1月よりその任務を遂行していたところですが、平成18年6月の総会において再選され、WCO事務局との連携強化と我が国のリーダーシップを発揮することに寄与しています。

WTO貿易円滑化関連会議等への参加

WTO貿易円滑化交渉については、GATT関連条項の明確化及び改善による税関手続を含む貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進について、各国からの具体的な提案に基づき議論が行われています。我が国は貿易円滑化の交渉会合において、GATT関連条項の改善・明確化のため、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を提出し、交渉の進展に貢献しました。

原産地規則の調和作業については、平成11年にWCOにおける技術的検討を終了し、WTOにおいて政策的観点からの検討を引き続き行っています。

WCOデータ・モデルの実施に向けた取組

平成14年6月のカナナスキス・サミット、同年10月のAPEC首脳会議等において、可能であれば平成17年までに、電子的な税関申告のための共通標準（G7が開発し、WCOに引き継がれたEDI標準（WCOデータ・モデル））を実施する旨取りまとめられており、我が国では、平成17年12月より、当該データ・モデルを用いた海上貨物の輸出申告（当初はカナダ向けを対象）を可能とし、平成18年度においても、その適切な運用を行いました。

また、WCOにおいては、他省庁手続も含めるべく、WCOデータ・モデルの改定に向けた検討が行われ、我が国も積極的に参画しました。

重 施 策 5-5-3：APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

[平成18年度実施計画]

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会などで、税関手続の国際的調和・簡易化に向けた作業が行われています。

APECについては、税関手続小委員会において、域内の関税率品目表の統一的かつ着実な実施を目的とした「HS条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。

ASEMにおいても、手続作業部会が行動計画として通関手続における窓口の一本化等13項目の具体的共通目標を設け、税関手続の国際的調和・簡易化に努めているところであり、我が国として

も同部会に引き続き積極的に貢献していきます。

[事務運営の報告]

APECにおいて、我が国は、税関手続小委員会における16項目の共同行動計画のうち、「通関所要時間調査」及び「HS条約の採用」の調整役を務めており、「通関所要時間調査」の技術協力プロジェクトを平成18年8月に中国で、同年10月にパプア・ニューギニアにおいて実施しました。また、「HS条約の採用」については、APECの全21カ国・地域のHS2007年版の導入に向けた取組を推進し、平成19年度における技術協力プロジェクトの実施が認められました。

平成18年9月に提案されたAPEC域内のシングル・ウインドウの発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブについて、我が国は、当初より積極的に関与しており、平成18年11月に開催された会合に専門家を派遣し、シングル・ウインドウ先進国である我が国の経験を共有する等、議論に積極的に貢献しました。

更に、我が国は、平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画のうち、税関部分の取りまとめを行いました。

我が国は、平成18年9月及び平成19年1月に開催された税関手続小委員会において、これらの活動状況を報告し、議論に積極的に参加しました。

ASEMについては、2004-2006年の「税関手続分野における貿易円滑化行動計画」の取りまとめを行い、その結果をもとに2008年までの行動計画を策定するなど、税関手続の国際的調和・簡易化に向けた議論に積極的に参画しました。また、平成19年3月にマレーシアで開催された税関手続作業部会において、我が国が次回ASEM関税局長・長官会議を平成19年の秋頃に主催することを提案しました。（平成19年4月には参加国の同意を得られました。）

更に、我が国が設置・運営するASEM税関手続作業部会のホームページを随時更新し、当該作業部会の活動を広く紹介することに努めました。

重 施 策 5-5-4：税関相互支援に対する取組

[平成18年度実施計画]

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組む一方で、それに伴い、外国との貿易取引が拡大すると、我が国への不正薬物、銃砲等や知的財産侵害物品の流入の増大が懸念されます。こうした社会悪物品や知的財産侵害物品の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、異なる国の税関当局間で関連する情報交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化すること等を定めた政府間協定・税関間取決めがあります。我が国はこれら税関相互支援協定等を主要国と締結すべく積極的に取り組んでいます。

これまで、同協定等を米国（平成9年6月）をはじめ各国と締結しており、現在、中国、EU等との間においても、協定の早期締結に向け取組を進めています。

更に、経済連携の文脈においても、日・シンガポール新時代経済連携協定、日・マレーシア経済連携協定の中に、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛込まれているほか、経済連携協定を現在交渉中のタイ、フィリピン等との間でも、同様の規定を設ける方向で協議が進んでいます。

[事務運営の報告]

不正薬物・銃砲等の密輸入や知的財産侵害物品の水際における効果的な取締り及び貿易円滑化への取組に係る協力を推進するため、諸外国との税関相互支援協定等の締結へ向けた取組に努めました。平成18年4月には、中国との間で政府間協定としての税関相互支援協定に署名しました。加えて、ECCとの間では、政府間協定の署名に向けた最終的な作業を行いました。（平成19年6月に仮署名に至りました。）更に、香港等と交渉を行い、ロシアと交渉を開始することに合意しました。

また、経済連携協定においても、税関相互支援協定と同様に、新たにフィリピンとの協定中に水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれたほか、現在交渉中のインドネシア、ブルネイとの間でも同様の規定を設ける方向で協議を進めました。

重 施 策 5-5-5：技術協力・国際交流の推進

[平成18年度実施計画]

関税局は、開発途上国の税関当局に対し、WCO等の国際機関や二国間及びAPEC等の地域協力の枠組みを利用して、関税・税関行政分野における研修員の受入、専門家派遣、地域セミナーの開催等の技術協力事業を実施しています。また、先進国を含む各国税関当局と二国間・多国間の枠組みを通じた関係を強めています。これらの取組によって、国際貿易の一層の円滑化、知的財産侵害物品を含む社会悪物品等の密輸阻止及びテロ対策等に資するとともに、税関当局間の技術協力・国際交流の更なる推進を目指していきます。

また、特に我が国が経済連携協定を交渉中あるいは今後交渉が見込まれる東アジアの国々については、当該国による今後の協定の円滑な実施ないし協定締結交渉の準備に資することを念頭において、税関分野における技術協力を体系的かつ継続的に展開していくこととしています。

なお、研修・セミナー及び専門家派遣については、受入研修終了時の意見・要望や評価調査団の派遣により収集された開発途上国の現状及び意見・要望等を参考として、その後の研修・セミナー等の内容の更なる向上に努めています。

[事務運営の報告]

関税局、税関、税関研修所及び関税中央分析所は、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化をより効果的・効率的に支援するため、開発途上国の関税局長・長官レベルとの政策対話を行いつつ、開発途上国の税関職員を対象とした税関実務に関する知識・技術・経験の提供を行いました。特に、東アジアの国（ASEAN諸国及び中国）に対しては、支援分野の重点化・絞込みに努めつつ、国別研修を提供し、相手方の実情により即した支援を実施しました。また、平成17年末に我が国が公表した包括的な「開発イニシアティブ」を踏まえて、これを税関分野において具体化する観点から、アフリカ諸国向けの支援を行いました。

研修、専門家派遣等の実施に当たっては、調査団を派遣し、または、現地担当者を通じて、事前に被援助国の要望及び現状の把握を行いました。また、研修等の終了時においてもこれらの参加者に対しアンケート調査を行い、研修内容等に関する意見を聴取しました。その他、過去に受講した研修参加者の活用状況や、今後の研修に関する要望等を把握することを目的として、必要に応じ評価調査団を派遣しました。このように、技術協力がより開発途上国の要望に即したものとなるよう見直しを行い、国際協力・交流の推進に積極的に取り組んだ結果、多くの参加者からカリキュラム、講義内容等について高い評価が得ら

れました。

関税局、税関、税関研修所及び関税中央分析所が平成18年度において実施した主要な受入研修、専門家派遣等は以下のとおりです。

二国間援助経費に基づく受入研修

東アジアの国に対しては、平成17年度に開始した国別研修を継続し、また国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した支援を企画し、知識・技術・経験の提供を行いました。

JICA（独立行政法人国際協力機構）等と協力して行う受入研修

JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー、カンボジア及びフィリピンへの国別リスクコースなどを実施しました。

また、ADB（アジア開発銀行）と協力して、中央アジア及びアジア大洋州の税関当局との政策対話を実施しました。

WCOフェローシップ（座学・実務研修）・プログラムによる受入研修

WCOに加盟している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。

二国間援助経費による専門家派遣

受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国を中心に、HS分類、関税評価、リスク管理及び監視情報収集・分析の分野を中心とした専門家派遣を実施しました。また、タイのリスク管理を支援するため、長期出張者として、タイ関税局へ1名派遣しています。

JICAプログラムによる専門家派遣

リスク管理など税関改革・近代化を支援するため、インドネシア関税消費税総局、マレ・シア関税庁、フィリピン関税局、ベトナム税關總局及びパキスタン中央歳入委員会に長期専門家を派遣しています。また、これら各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。

WCO / 日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣

WCOアジア・大洋州地域事務所等と協力して、マレーシア、タイ等において、HS分類、税関マネジメント等に関する地域セミナーを実施し、我が国の専門家を派遣しました。

なお、平成19年3月には、WCOアジア・大洋州地域研修センターである我が国財務省税関研修所において、知的財産権水際取締に関するアジア・大洋州地域セミナーを実施しました。

APEC税関手続小委員会のプログラムによる専門家派遣

平成18年10月にパプア・ニューギニアにおいて、通関所要時間調査に関する国別ワークショップを実施しました。

参考・モニタリング指標 5-5-：研修・セミナー等の実施状況（関税局）

[受入研修の実績]

(単位：件、人)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
コース数	36	37	38	36	29
受入人数	263	284	313	367	279

(出所) 関税局参事官室(国際調査担当) 調

(注1)税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2)平成18年度の受入研修については、東アジアの国（ASEAN諸国及び中国）に対する深度ある国別研修などを実施し、支援国・分野の重点化・絞込みや研修員の適正な人選を図るとともに、限られた予算の中でアフリカ向けの支援を実施したことから、前年度に比べて、コース数及び受入人数は減少した。

[専門家派遣及び地域セミナーの実績]

(単位：件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
専門家派遣	60	107	114	100	88
セミナー	14	19	22	11	10

(出所)関税局参事官室(国際調査担当)調

(注1)税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2)平成18年度の専門家派遣及びセミナーについては、主に東アジアの国（ASEAN諸国及び中国）に対する支援への重点化・絞込みを図ったことから、前年度に比べて実績は減少した。

更に、平成18年度においては、研修前の開発途上国の要望及び現状の把握、並びに研修後の研修参加者の活用状況や今後の研修及び専門家派遣に関する要望等の把握のため、カンボジア、インドネシア、ラオス、パキスタン、ベトナムなどに評価調査団を派遣しました。また、平成18年度に実施した技術協力事業の内容などについて、第三者による深度ある評価を実施しました。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

平成17年度政策評価結果を踏まえ、税関分野における国際的調和を推進するため、各種の会合にあたっては、事前に関心事項を共有する国々と個別に意見交換するなど、各国との一層の連携強化を図りました。

5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) E P A・相互支援協定等における取組

平成18年度においては、ブルネイ、インドネシア等とのEPA協定の中に税関手続の規定を設け、税関協力を進めるとともに、電算化等を含む税関手続の簡素化や国際標準への調和化を推進しました。また、税関相互支援協定については、平成18年4月に中国との間で政府間協定に署名する等積極的に取り組みました。

(2) 国際的な枠組みにおける取組

WTOにおける貿易円滑化交渉においては、GATT関連条項の改善・明確化のため、多国間のルールの合意を目指し、他の加盟国と共同で貿易手続の透明性・予見可能性に関する提案等を提出し、交渉の進展に貢献しました。

WCOにおいては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」(平成17年6月とりまとめ)を着実に実施するとともに、その実施に向け、途上国を対象とした技術協力プロジェクト等が継続的に進められ、我が国としても積極的に取り組みました。また、改正京都規約については、平成18年2月の発効後、国際会議の場などを通じて、各国が同規約を受諾するよう積極的な働きかけを続けており、同規約の実効性確保のため、加入や実施促進の方策のための取組に関する議論にもイニシアティブを發揮し、貢献を行

いました。

原産地規則調和作業においては、平成17年度から引き継がれた検討事項は、各国の関心が高いものであり、意見の集約が難しいと考えられたことから、各国との意見調整をより一層図りつつ作業に参画しました。

APECにおいては、我が国は、「通関所要時間調査の実施」の技術協力プロジェクトを平成18年8月に中国で、同年10月にはパプア・ニューギニアで実施しました。「HS条約の採用」についても、HS2007年版の導入を進めるための技術協力プロジェクトの実施が承認されました。

ASEMにおいては、我が国は、2004-2006年の行動計画の結果を取りまとるとともに、新たな行動計画（2008年まで）の策定においても、調整役として中心的な役割を果たしました。本件行動計画案については、平成19年3月の手続作業部会において大筋の了解が得られました。

（3）技術協力・国際協力のための取組

開発途上国の税関職員に対する技術協力では、開発途上国の要望や現状、研修参加者の活用状況等を把握するために評価調査団を派遣するとともに、平成18年度に実施した技術協力事業の内容などについて、第三者による深度ある評価を実施しました。

参加型の研修・セミナーについては、詳細ニーズの事前把握に努め、相手方の実情により即した支援を行うことにより、参加者の主体性を導出するよう取り組みました。

東アジアの国を対象としたより戦略的かつ体系的な支援については、支援分野の重点化・絞込みを行うとともに、受入研修と専門家派遣の連動を促進し、効果的な支援に努めました。

6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

（1）税関手続の調和・簡素化に向けた取組

各国の税関手続の調和や簡素化のため、関係国・機関等による国際会議が頻繁に開催され、活発な議論が行われています。

参考・モニタリング指標 5-5-：関係国際会議における活動状況 （単位：回）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出席回数	34	27	41	34	46

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）、参事官室（国際機構担当）、経済連携室、関税課調

（注）税関手続関連の経済連携交渉会合、日ASEAN原産地規則作業部会、WTO貿易円滑化交渉会合、WTO原産地規則委員会、WCO常設技術委員会、APEC税関手続小委員会、ASEM手続作業部会及び関連会議への出席回数。

EPAにおける取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡易化を促進するための税関協力等が含まれています。

これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア及

びフィリピンとのEPAにおいては、税関手続の国際的調和・簡易化及び税関当局間の協力・情報交換に関する規定が盛り込まれていますが、その他の国とのEPA交渉においても、貿易の自由化のみならず税関協力も推進し、貿易円滑化への積極的な取組を進めています。

WTO、WCO等の国際機関における取組

イ WCO税関手続関連委員会

平成19年3月に開催された第2回改正京都規約管理委員会においては、改正京都規約の実効性確保に向けた議論等が行われ、我が国からも、加入や実施促進のための取組に関する議論に貢献しました。

また、同月に開催された第178回常設技術委員会においては、改正京都規約管理委員会の報告や貿易円滑化交渉に関する議論が行われました。

□ WTO貿易円滑化交渉等

WTO貿易円滑化交渉については、GATT関連条項の明確化及び改善に関する論点について、我が国を含む各国から具体的な提案が提出され、貿易関連法令の透明性・予見可能性・公平性の確保、貿易手続の簡素化・迅速化等について議論が行われています。

また、WTO原産地規則協定に基づき、WTOとWCO共同で原産地規則の国際的な調和（統一）作業が引き続き行われ、主要な未合意事項である約90事項については平成19年7月までの解決を目指すこととされ、本作業終結の期限は平成19年末までとされました。

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

イ APEC税関手続小委員会・関連会議

平成18年度は、中国とパプア・ニューギニアにおいて「通関所要時間調査」の技術協力プロジェクトを実施しました。HS条約に関しては、現在までに全APECメンバーがHS2002年版を採用していますが、HS2007年版については、採用準備中のメンバーが多いことから、今後技術協力プロジェクトを実施していきます。

更に、APEC地域でのシングル・ウインドウの発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブでは、平成19年中に報告書を提出することとなっており、引き続き我が国の貢献が求められています。

また、我が国は、2010年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画の税関手続部分の取りまとめを行っています。本件計画は平成19年中に承認される見込みです。

□ ASEAN税関手続作業部会・関連会議

ASEAN税関手続作業部会においては、我が国はアジア側推進役として、2008年ま

での貿易円滑化行動計画のうち、通関手続等14項目の具体的共通目標の策定を行っています。また、我が国においてASEM関税局長・長官会議を開催することが決定されており、平成19年11月頃に開催する予定です。

本年より、6メンバーが新たにASEMに参加し、全体で45メンバーになりました。我が国のアジア側推進役としての役割が更に重要になっています。

(2) 技術協力・国際交流の推進のための取組

関税局は、評価調査団を派遣し、アジア大洋州等の開発途上国の税関当局に対し、技術協力における要望を調査したところ、関税評価、事後調査、リスク管理等に要望があること、また、アジア大洋州のWCO加盟国税関当局に対する技術協力の要望調査でも、リスク管理、関税評価、事後調査、人材育成等の分野において高い関心が示されていることを把握しています。

国際機関や国際会議の場でも、税関の技術協力を含めたキャパシティ・ビルディングについて議論されています。

現在、WCOでは、様々な地域経済グループにおいて実施される貿易円滑化や税関関係の支援プログラムがWCO、WTO等の国際基準に従って行われるようにするために、地域ベースで支援の実施やモニタリングを行うアプローチが検討され、平成16年9月

にバンコク（タイ）においてキャパシティ・ビルディングに関するWCOアジア・大洋州地域事務所が設置されました。我が国は、当該事務所が実施する地域内でのキャパシティ・ビルディング活動において支援を行うとともに、当該事務所に事務所長ほか1名の職員を派遣し、人的貢献などを通じて積極的な取組を行っています。

また、日・ASEAN関税局長・長官による協議においても、ASEAN各国やASEAN事務局から、税関業務の個別分野の技術協力について我が国への支援要望が寄せられており、これら要望に即したキャパシティ・ビルディングを実施することに努めています。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5 - 5 税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 5-5-1 E PAにおける取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 5-5-2 WTO、WCO等の国際機関における取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 5-5-3 APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

引き続き推進	見直し	廃止
--------	-----	----

施 策 5-5-4 税関相互支援に対する取組

引き続き推進 見直し 廃止

施 策 5-5-5 技術協力・国際交流の推進のための取組

引き続き推進 見直し 廃止

(注) 政策目標5 - 5 「税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進」については、予算との連携を図る観点から見直しを行った結果、平成19年度実施計画において、前段部分「税関分野における手続等の国際的調和の推進」については、政策目標5 - 2 「多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進」に、後段部分「技術協力の推進」については、政策目標6 - 2 「開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進」に統合している。

(2)企画立案への反映に向けた提言

EPA・税関相互支援協定等における取組

EPAにおいては、協定の中に税関手続の規定を置いて、各国との税関協力を進めるとともに、電算化等を含む税関手続の簡素化や国際標準への調和化を推進するよう取り組んでいきます。また、各國との税関相互支援協定等についても積極的に取り組んでいきます。

国際的な枠組みにおける取組

WTOにおける貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性・予見可能性・公平性を高め、簡素化・迅速化を進めるため、多国間のルールを策定し、合意することを目指して引き続き積極的に推進していきます。

WCOにおいては、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」(平成17年6月とりまとめ)及び「認定された経済事業者(AEO)」制度に関するガイドライン(平成18年6月とりまとめ)の着実な実施に努めていくとともに、これらのフォローアップの議論にも積極的に参画していきます。また、改正京都規約については、引き続き、加入・実施の促進のための取組に積極的に貢献していきます。

原産地規則調和作業においては、現在残されている検討事項は、各國の関心が高いものであり、意見の集約が難しいと考えられることから、各國との意見調整をより一層図りつつ作業に参画していきます。

APECにおいては、『HS条約の採用』及び『通関所要時間調査の実施』について、調整国として引き続きその実施及び技術協力等で積極的に取り組むとともに、安全な貿易及びシングル・ウィンドウ提案への活動に積極的に貢献します。

ASEMにおいては、我が国が取りまとめている『2008年までの貿易円滑化のための行動計画』を完成させ、この計画の確実な実施を各メンバーに奨励し、引き続き税関手続の国際的調和・簡易化に積極的に取り組みます。

技術協力・国際協力のための取組

技術協力が十分な効果を上げるためにには、被支援国に対する援助の内容について、被

支援国との緊密な協議を通じて、互いの認識や理解を共有していくことが必要で、関税技術協力に関する被支援国との対話を強化していきます。

また、研修、専門家派遣等については、引き続き過去の研修参加者の有効活用策についての状況や技術協力活動後における一連の評価調査を行い、今後実施する技術協力がより質の高いものとなるよう不断の点検と改善を行っていきます。

更に、今後も先進国を含めた各国税関当局との二国間・多国間の枠組みを通じた関係を強め、国際協力・交流の更なる推進を図っていきます。

(3) 平成20年度予算要求等への反映

税関手続の国際的調和・簡易化、国際貿易の安全確保が果たす役割は非常に重要なものであり、これらを推進するために必要な経費の確保に努めます。また、各国の関税制度の調和並びに関税・税関行政の国際的な協力・交流を推進するために必要な経費の確保に努めます。